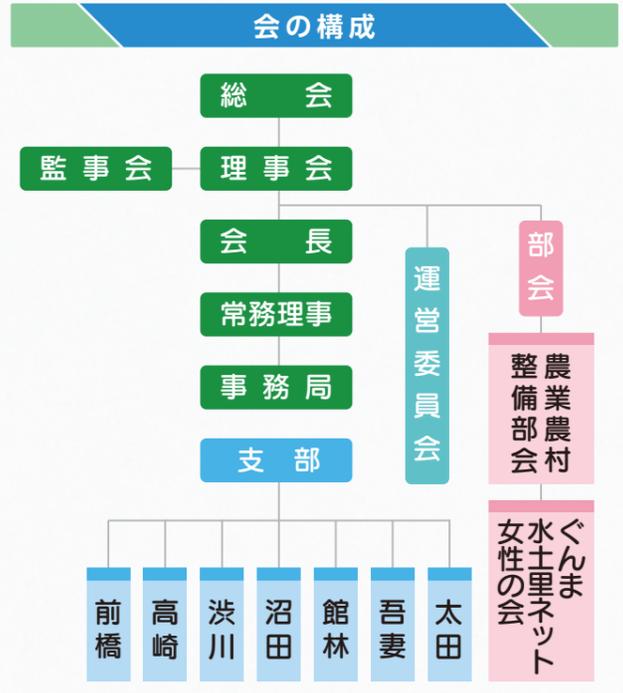


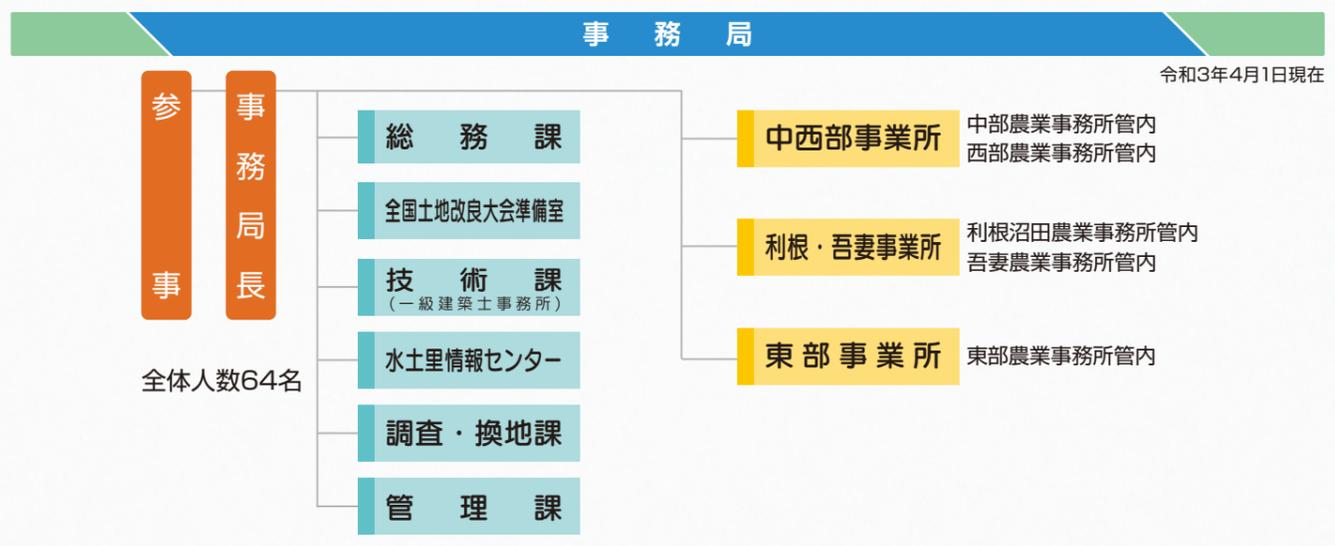
みどり 群馬県土地改良事業団体連合会 水土里ネット 群馬



役員名簿

任期：令和4年3月31日まで

役職名	氏名	団体・役職
会長理事	熊川 栄	嬭恋村長
副会長理事	山本 龍	前橋市長
副会長理事	齋藤 佐太夫	大正用水土地改良区理事長
常務理事	村上行正	学識経験者
理事	小林 邦男	岡登堰土地改良区理事長
理事	茂原 莊一	甘楽町長
理事	木村 實	待矢場両堰土地改良区理事長
理事	横山 公一	沼田市長
理事	大山 善弘	長野堰土地改良区理事長
理事	高木 勉	渋川市長
理事	堤 盛吉	昭和村長
理事	石川 徹	群馬中部土地改良区理事長
理事	後閑 千代壽	群馬用水土地改良区理事長
理事	星野 好孝	赤城大沼用水土地改良区理事長
代表監事	若田部 満	学識経験者
監事	荒山 江知郎	邑楽土地改良区理事長
監事	畑村 繁	甘楽多野用水土地改良区理事長



沿革

本会の前身である「群馬県耕地協会」は、昭和3年に設立されました。同協会は、昭和24年土地改良法が制定され、それに伴い昭和27年に「社団法人群馬県土地改良協会」と名称を改め組織強化が図られました。しかしながら、これらの団体は準拠する法律がないため、法人として充実強化すべく昭和32年に土地改良法が改正され、規定が法制化されました。これに伴い同協会を解散し、昭和33年4月25日農林大臣の認可を受け「群馬県土地改良事業団体連合会」が設立され、今日に及んでいます。

性格

「連合会は、法人とする」(土地改良法第111条の3)とされています。その法的性格は連合会の目的、事業内容等に照らして公益的色彩を強く有していることから、土地改良法という特別法に定めるところにより、設立が認められた「公法人」で、組織形態等から社団法人として位置付けられ、また税法上(法人税法・所得税法・印紙税法)で営利を目的としない(同法第111条の4)公益法人等に区分されています。

目的

本会は土地改良法の定めるところにより、土地改良事業を行う者の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、共同の利益を増進することを目的としています。国又は都道府県の行う土地改良事業に対する協力も行います。

第43回 全国土地改良大会 群馬大会

鶴舞う形 群馬の大地 水土里の未来へ ここから羽ばたいて

2021 10/6(水) → 8(金)

式典会場 群馬県コンベンション施設「Gメッセ群馬」(高崎市)
主催 全国土地改良事業団体連合会 群馬県土地改良事業団体連合会

●本 所：〒371-0844 前橋市古市町二丁目6番地4 TEL.027-251-4105(代) FAX.027-251-4139
(調査・換地課直通) TEL.027-251-4145 FAX.027-251-4222

●中西部事業所：〒371-0844 前橋市古市町二丁目6番地4 TEL.027-251-4106 FAX.027-251-4222

●利根・吾妻事業所：〒378-0031 沼田市薄根町3507-1 TEL.0278-23-2161 FAX.0278-23-2180

●東部事業所：〒370-0392 太田市新田金井町29(新田庁舎内) TEL.0276-55-6185 FAX.0276-55-6186

URL <http://www.kakasi.or.jp>



会 員

●**会員の資格**：本会の会員の資格を有するものは、群馬県内の地域において農業農村整備事業を行う市町村・土地改良区等です。

●**会 員 数**：102団体

(令和3年4月現在)

名 称	区 域	市町村	土地改良区	計
前橋支部	中部農業事務所管内(但し渋川農村整備センター管内除く)	3	12	15
高崎支部	西部農業事務所管内	9	19	28
渋川支部	中部農業事務所・渋川農村整備センター管内	3	2	5
沼田支部	利根沼田農業事務所管内	5	6	11
館林支部	東部農業事務所・館林農村整備センター管内	6	10	16
吾妻支部	吾妻農業事務所管内	6	6	12
太田支部	東部農業事務所管内(但し館林農村整備センター管内除く)	3	12	15
計		35	67	102

事業概要

農業を魅力ある産業として担い手に引き継いでいくためには、農地の集積・集約、農地の大区画化・汎用化等の農地整備や適時適切な農業水利施設等の維持・更新が不可欠である。

また、全国各地で農業水利施設等の老朽化が進行する中、大規模地震や豪雨災害が頻発しており、国民の生命と財産を守るためには、農村地域の防災・減災対策等の国土強靱化を推進する必要がある。そして、日本の食料生産を支えている農地、農業用水等の農業生産基盤を維持し、国民の不安を解消していかなければならない。加えて農村が持つ多面的機能を発揮するため、地域と農業農村整備が密に接する事業の展開を図る必要がある。

本会は、このような国・県の多様化する施策展開に迅速に対応し、会員共同の利益を増進することを目的とし、定款に定める次の事業を行う。

1 土地改良事業に関する技術並びに事務援助

- 1 調査設計及び事業計画書の作成
- 2 工事関係設計書の作成及び工事施工の技術援助
- 3 土地改良区の設立(施行認可等)事務
- 4 換地業務に関する指導及び書類の作成
- 5 確定測量及び確定図の調整
- 6 地籍調査に係わる一筆地調査等の援助
- 7 その他会員のための必要な事務

2 土地改良事業に関する教育・指導及び広報事業

- 1 土地改良区の運営及び融資に関する指導、助言
- 2 土地改良機関誌「群馬の土地改良」の発行
- 3 土地改良関係参考文献等の紹介
- 4 各種講習会、研修会の開催

3 土地改良事業に関する調査研究及び指導

- 1 土地改良事業に関する資料の収集、啓発推進及び指導
- 2 先進土地改良事業の研修
- 3 全国土地改良事業団体連合会等からの委託業務

5 土地改良施設維持管理適正化事業

- 1 土地改良施設の整備補修、設備改善等の啓発
- 2 事業の事務手続き及び実施における支援、指導

7 ため池等の防災・減災対策に関する事

- 1 重要施設の耐震化に関する支援
- 2 監視体制強化に関する支援

9 担い手への農地の集積・集約化に関する事

- 1 担い手育成対策関連事業の推進及び支援
- 2 農地集団化対策に関する指導、助言

11 農地地図情報システムの活用に関する事

- 1 農地地図情報システムの普及・啓発、利活用の推進

4 土地改良区体制強化事業

- 1 施設・財務管理強化
- 2 受益農地管理強化
- 3 財務管理強化

6 農業水利施設の保全・管理に関する事

- 1 農業水利施設のストックマネジメントに関する技術支援
- 2 水利権の変更、更新申請に関する技術支援

8 農業集落排水に関する事

- 1 農業集落排水施設の機能強化及び機能保全に関する技術援助
- 2 農業集落排水施設の更新又は改造の要否、工法等の調査診断

10 農地中間管理事業に関する事

- 1 基盤整備に関する技術的支援

12 日本型直接支払制度

- 1 多面的機能支払交付金に関する事
- 2 中山間地域等直接支払に関する事

13 土地改良施設の再生可能エネルギーに関する事

- 1 農業用水小水力発電、太陽光発電

15 土地改良区等の支援に関する事

- 1 土地改良区の運営・施設管理・統合整備に関する支援
- 2 土地改良区の財務・会計に関する支援

17 農業農村整備に係る新技術の活用に関する事

- 1 土地改良事業促進のための請願、要望行動
- 2 土地改良功労者、優良団体の推せん及び表彰
- 3 土地改良事業推進のための諸会議の開催及び関係団体との連絡、提携による農政活動

19 その他定款第1条の目的達成に必要な事業

- 4 土地改良団体の育成強化についての推進及び土地改良団体役員等の福利業務の指導啓発
- 5 その他土地改良事業の推進に関する事

14 農村地域農道事業

- 1 農道台帳(副本)の管理
- 2 農道台帳の作成及び技術支援

16 国又は県の行う土地改良事業に対する協力

18 第43回全国土地改良大会 群馬大会に関する事

これらの事業実施のため、各種資格保有者・専門技術者を配置し、常に技術力の向上に努めています。

分 野	資 格 名 称
農 業 土 木 全 般	技術士—農業部門(1)、技術士補—農業部門(7)、測量士(10)、測量士補(22)、1級土木施工管理技士(12)、2級土木施工管理技士(2)、1級造園施工管理技士(2)、畑地かんがい技士(2)、防錆管理士(1)、ダム管理主任技術者(1)、1級建築士(1)、2級建築士(1)、1級建築施工管理技士(2)、1級電気工事施工管理技士(1)、第2種電気工事士(1)、土地改良専門技術者—農業土木部門(9)—農村環境部門(3)—地域農業開発計画部門(3)、農業土木技術管理士(2)
換 地 関 係	土地改良換地士(8)
集 落 排 水・下 水 道	上級農業集落排水計画設計士(2)、下水道排水設備工事責任技術者(3)、浄化槽設備士(6)、浄化槽管理士(11)、浄化槽技術管理者(9)、農業集落排水計画設計士(2)、下水道技術検定(2種)(2)、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(8)、1級管工事施工管理技士(1)
関 連 資 格	コンクリート技士(1)、農業農村地理情報システム技士(2)、地理空間情報専門技術者—GIS1級(2)—GIS2級(1)、会計指導員(4)、公益法人会計検定2級(1)、日商簿記検定2級(2)、第1種衛生管理者(1)、第2種衛生管理者(1)

()内の数字は資格者数 令和3年4月現在

農業農村整備事業発注者支援機関の認定

農業農村整備事業発注者支援機関 第3003号

公共工事の品質確保及び向上を目的として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されました。また、この法律の取組方針として「農業農村整備事業工事等の今後の取組方針」が出され、農業農村整備事業の事業主体は工事の品質確保のため発注関係事務の適切な実施が求められています。

これらをふまえ、発注関係事務の適切かつ公正な実施のための支援機関として認定を受けました。本会として、これらの業務支援を会員である市町村及び土地改良区に対して行うこととしています。

◎支援機関認定要件

1. 公平性、中立性が担保されること。
2. 法令の遵守及び高度な守秘義務が担保されること。
3. 品質確保対策関東協議会管内での活動実績がある公益法人等であって、農業農村整備事業の特性及び関係基準等に精通していること。
4. 業務の遂行に必要な技術者が常時確保されていること。

◎支援業務内容

業務区分	業務内容
設計・積算補助	・設計図書(仕様書、図面等)の作成 ・積算書の作成(積算、積算参考資料)
技術審査補助	・入札・契約方法の選定 ・技術資料の審査業務
監督補助	・工事の監督 ・工事中の施工段階確認、施工状況・体制の評価
検査補助	・中間技術・既済部分、完成時の検査 ・施工者、担当技術者の評価

有効期限 令和8年3月31日

諸問題 解決のための 相談窓口

本会では、土地改良区等で抱えている諸問題の解決を図るため、弁護士と契約を結び、法律相談等に対応していきます。詳細については、相談窓口(各事業所)にお問い合わせください。